資料５

議題５　土地の売却について（東海市提出）

市名	回答 賃借している状態が続いている土地の売却について
名古屋市	本市では、貸借している状態が長期間続いている場合でも、相手方への随意契約による売却は行っていない。貸付中の土地については、返還を待って利用調整を図り、公的利用の見込がない場合は売却となるが、処分方法は一般競争入札を原則としている。
豊　橋　市	事例なし
岡　崎　市	契約更新のタイミングで取得意向があるか確認を行っている。
一　宮　市	相手方から買取の申し出が出た時点で、売却について協議している。 要項等の定めはありません。
瀬　戸　市	相手方から売却の要望があったときに協議を行うこととしている。
半　田　市	具体的にどのようなタイミングで協議を行うかの定めはありませんが、面談ができた機会などに協議を行っています。なお、売却へ移る期間等を定めた要綱等はありません。
春日井市	普通財産の売払いについては、春日井市普通財産の土地の売払いに関する要綱に基づき、原則、一般競争入札により行っていることから、貸付先へ売却できるとは限りません。また、同要綱第３条に基づき、土地の面積や形状等により随意契約できる場合においても、必ずしも貸付先が随意契約の相手方となるとは限りません。 貸付先への売却に移る期間等を定めた要綱等はありません。
豊　川　市	・長期間の場合は主に契約更新時（翌年の貸付料算定時） ・売却へ移る期間等を定めた要綱等はない
津　島　市	相手方からの申し出(相続等)がない限り、当市から協議を行うことは難しいと考えます。 また、売却へ移る期間等を定めた要綱等はありません。
碧　南　市	契約内容に変更があった場合等に協議している 要綱等無し
刈　谷　市	売却へ移る期間については、要綱等で定めていない。 契約更新や納入通知書を発送するタイミングに合わせて、購入する意思の有無を確認している。
豊　田　市	相手からの要望がない限りこちらから協議はしていない。要綱等はなし。
安　城　市	要綱等はなく、また、ご質問に対する事例もない。 相手方への売却協議については、個別判断になると思われる。
西　尾　市	普通財産の土地を長期間貸し付けている場合、本人等の買い入れの申し出、売払申請により売却を行っております。 西尾市では、「西尾市普通財産の随意契約による売却要領」が制定されており、「市が所有する普通財産を５年以上貸付けしている者又はその相続人に当該財産を売却するとき」に該当し、市において行政上利用する予定がない財産については、随意契約により売却することができると規定されております。

市名	回答 賃借している状態が続いている土地の売却について
蒲　郡　市	契約相手に土地の売却についての打診はしていない。また要綱等で期間を定めることもしていない。
犬　山　市	過去の事例なし。また、相手方の買い取りを打診する期間等を定めた要綱等なし。
常　滑　市	「常滑市普通財産土地売払い事務取扱要綱」により、１０年以上貸し付けている土地については借受者に売り払うことができると定めていますが、当市から先方へ売却について協議を申し出ることはしておりません。先方より購入の申入れがあった場合には、協議に応じます。
江　南　市	本市も事例が無いため同様の問題について対応を検討しています そのため要綱等もありません
小　牧　市	貸している土地の売却のタイミングは諸条件がそろった時である。要綱はない。
稲　沢　市	貸付相手から購入の申し出があり、その土地が代替地等将来、土地利用がないと判断した場合、稲沢市公有財産管理規則及び稲沢市普通財産土地売払事務取扱要領に基づき、売却の事務を進めている。貸付から売却へ移る期間を定めた要綱等はない。
新　城　市	売却へ移る期間を定めた要綱等なし
東　海　市	議題提出市により省略
大　府　市	要綱等の規定はない。 無償貸付しているところが多く、売却まで話がいかない。
知　多　市	売却へ移る期間等を定めた要綱等はありませんが、相手方から買取りの申出があれば、協議を行います。
知　立　市	売却へ移る期間等を定めた要鋼等はありません。相手方の要望や事業の進捗等、状況に応じて相手方への売却について協議しています。
尾 張 旭 市	売却に向けた協議を行うタイミングに決まりはなく、個別案件ごとに対応している。 また、売却に移る期間等を定めたものはない（貸付期間についての定めはある。なお、貸付の更新は可能）。 ※当該土地の測量（土地分筆が可能になるなど）をきっかけに売却となった事例がある。
高　浜　市	○協議時期 ・貸借人からの申し出や要望などにより協議 ○要綱等 ・なし
岩　倉　市	相手方から申し出があった場合に協議をしている。 要綱については定めていない。
豊　明　市	長期に市有地をお貸ししているのは区、町内会、福祉団体などなので、協議はしていない。売却へ移る要綱等なし。
日　進　市	特に無し
田　原　市	貸付料見直し時又は処分の意向が高まった時等に協議 期間等を定めた要綱等なし（補正率による売却価格算定用「不用財産売払い要綱」は策定）

市名	回答
	賃借している状態が続いている土地の売却について
愛　西　市	賃借人への売却協議は行っていない
清　須　市	売却への協議を開始する期間等について定めた要綱等はない
北名古屋市	・借地については、庁舎、公の施設等多々あるが、相手方の申出により協議している。 ・要綱等の規定なし。
弥　富　市	該当事例もなく、要綱等もありません。
みよし市	土地の売却について、協議したこともなく、要綱もない
あ　ま　市	要綱等は特にありません。また、貸し付けを行っている土地で売却可能な案件は、これまでに該当がありません。
長久手市	特に事例はありません。また、要綱等もありません。